

鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に規定する主任技術者の専任について必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領が適用される工事の範囲は、法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に規定する請負代金の額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上の工事で、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条に規定する工事において、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事については、主任技術者が兼務することができるものとする。

2 兼務可能となる対象の工事は、政令第27条第1項に規定する建設工事とする。

3 第1項に規定する工事の施工に当たり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等を含むものとする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において規定する工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は、2件までとする。ただし、政令第27条第2項に規定する密接な関

係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつては、この限りでない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で、専任を必要とする主任技術者の兼務届出書(別記様式)を市長に提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている工事の発注者に前項に規定する書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めるものとする。

(適用除外)

第8条 鴻巣市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成15年12月3日市長決裁)において規定する共同企業体により施工する工事は、専任の主任技術者の兼務を認めないものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

別記様式（第6条関係）

専任を必要とする主任技術者の兼務届出書

年 月 日

（宛先）鴻巣市長

住所

受注者 商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので届け出ます。

主任技術者氏名			
新たに配 する工	専任・非専任の区分	専任	非専任 ※どちらかに○を付ける
	工事名		
	工事場所		
	負担予定金額		
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	発注者及び工事担当課所	※現時点の予定者	
	発注者及び工事担当課所	※公告等に記載してあるもの	
に配置 している	専任・非専任の区分	専任	非専任 ※どちらかに○を付ける
	工事名		
	工事場所		
	負担金額		
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	発注者		
	工事監督員及び連絡先		
工事場所	距離 . km 縮尺 1: (縮尺を記入すること)		

- 注意(1) 本届出書は、契約締結前（落札候補者の時点）に提出してください。
- (2) 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」及び「専任する工事－非専任の工事」の場合のみです。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要です。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は2件までです。
 - (3) 既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を得てください。
 - (4) 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は契約書及び工事の内容）を提示してください。
 - (5) 兼務場所には地図を貼付するとともに、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離と縮尺を明記してください（別紙でも可）。
 - (6) 既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は不要であり、枠内に「同一場所における兼務」と記載してください。
 - (7) 本届出書を提出し、発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出してください。
 - (8) 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性及び品質確保等に支障がないと認められるものに限ります。

